

# 令和4年10月支給分から児童手当の制度が一部変更になります

大切な2つのお知らせです。必ずご確認ください！！

## 1 特例給付の支給に所得上限額が設けられます！！

⇒所得額が上限額を超えた場合は、支給対象外となります。

※支給対象外となった方には、資格消滅通知をお送りいたします。

## 2 現況届の提出が不要になります！！

⇒毎年6月に提出していた現況届が不要になります。

※提出が必要な一部の受給者については、裏面（2）をご確認ください。

※令和4年度は、全ての受給者にご案内（本チラシ）をお送りしています。

令和5年度以降は、現況届の提出が必要な方へのみ、お知らせいたします。

○変更事項の詳細はこちら

### (1) 所得制限限度額・所得上限限度額について

**令和4年10月支給分から、児童を養育している方の所得が下記表の②以上の場合、児童手当等は支給されません。【ご注意ください】**

※児童手当等が支給されなくなったあとに所得が②を下回った場合、**改めて認定請求書の提出等が必要となります**ので、ご注意ください。

※改めて認定請求を行う場合は、**市民税額の決定通知書または納税通知書（5月下旬～6月中旬発送予定）を受け取った日の翌日から15日以内**に行ってください。手続きが遅れた場合、不支給期間が発生する可能性があります。

※下記表の①（所得制限限度額）未満の場合は「児童手当（1人当たり月額10,000円または15,000円）」を、所得が①以上②（所得上限限度額）未満の場合は、「特例給付（児童1人当たり月額一律5,000円）」を支給します。

	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)
扶養親族等の数 (カッコ内は例)				
0人 (前年末に児童が生まれていない場合等)	622	833.3	858	1,071
1人 (児童1人の場合等)	660	875.6	896	1,124
2人 (児童1人 + 年収103万円以下の配偶者の場合等)	698	917.8	934	1,162
3人 (児童2人 + 年収103万円以下の配偶者の場合等)	736	960	972	1,200
4人 (児童3人 + 年収103万円以下の配偶者の場合等)	774	1,002	1,010	1,238
5人 (児童4人 + 年収103万円以下の配偶者の場合等)	812	1,040	1,048	1,276

※扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族（里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除きます。以下、「扶養親族等」といいます。）並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。扶養親族等の数に応じて、限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の者に限ります。）又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額となります。

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。

裏面に続きます  
必ずご確認ください

## (2) 現況届が必要な方について

青森市では、令和4年度から受給者の現況を公簿等で確認することで、現況届の提出を**原則不要**とします。**※ただし以下の方は、引き続き現況届の提出が必要です。**

- ①離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ②配偶者からの暴力等により、住民票の住所地と実態が異なる方
- ③支給要件児童の戸籍および住民票がない方
- ④法人である未成年後見人、施設等の受給者の方
- ⑤その他、青森市から提出の案内があった方

## (3) 届出が必要な場合について

受給者が他の市区町村に転出するとき	青森市での受給資格が消滅となりますので、「消滅届」を提出してください。
受給者と児童の世帯が別になったとき	状況に応じて「別居監護申立書」もしくは「消滅届」を提出してください。
養育する児童が増えたとき・減ったとき	出生・養子縁組・離婚などにより養育する児童が増えた、または減ったときは「額改定届」を提出してください。
受給者の方が公務員になった・退職したとき（出向含む）	公務員のかたは所属庁より支給されますので、新たに公務員になった場合は「消滅届」を、公務員を退職した場合は「認定請求書」を青森市へ提出するとともに、所属庁へ必要な手続きを行ってください。
市外に住民票がある配偶者、児童の住所や氏名が変わったとき	青森市に住民票がない方で変更が生じた場合は、「変更届」を提出してください。
一緒に児童を養育する配偶者等を有するに至ったとき、または児童を養育していた配偶者等がいなくなったとき	婚姻・離婚、婚姻によらない児童の父または母と同居開始・同居解消などにより児童の養育状況に変更が生じた場合は「変更届」を提出してください。
離婚協議中の受給者が離婚をしたとき	離婚協議中により配偶者と別居をしていた受給者が離婚をした場合は、「変更届」を提出してください。
受給者の加入する年金が変わったとき（3歳未満の児童がいるかたのみ）	就職・転職・退職などにより加入する年金が変更となった場合は、「変更届」を提出してください。
登録口座の内容に変更が生じたとき	口座を変更する場合は、「変更届」を提出してください。
その他、受給状況に変更が生じたとき	上記以外にも届出が必要となる場合がありますので、状況に変更が生じた場合は、お問い合わせください。

**※変更があった場合は、15日以内のお手続きが必要です。届出が遅れる等の理由により過払いが発生した場合は、過払い分の返還が必要となりますので、ご注意ください。**

## 公務員の方へ！！

**公務員の方は、勤務先から児童手当が支給されます。**

以下の場合、その翌日から**15日以内**に現住所の市区町村と勤務先に届出・申請をしてください。

- 公務員になった場合
- 退職等により、公務員でなくなった場合
- 公務員ではあるが、勤務先の官署に変更がある場合（出向等）

**※申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。**

お問い合わせは

青森市福祉部子育て支援課 子育て家庭支援チーム  
電話：017 (734) 5334 ※土・日・祝日除く(8:30~18:00)